

九州大学利益相反ポリシー

平成16年3月19日評議会承認

平成16年4月 1日実施

平成18年9月 1日一部改訂

1. 目的

九州大学は、教育憲章と学術憲章に掲げる使命と理念に基づき、日本の基幹大学として、世界において支持される高等教育と多様かつ学際分野での研究を推進するとともに、世界最高水準の教育・研究拠点を目指すこととしている。

また、新たな「知」の時代を迎えた今日、教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、大学には自らの研究成果を産学官連携を通じて活用することにより、積極的に社会に貢献することが一層強く求められていることから、研究成果の還元を社会の要請に応じて機動的かつ実践的に行うための組織対応型（包括的）連携研究やアジアを中心とした国際産学連携等、産学官連携の新しい展開を推進することとしている。

しかし、産学官連携を推進するに当たっては、大学や役員及び職員（以下「職員等」という。）が特定の企業から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことである。しかし、一方で、大学と企業等の立場の相違から、職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれと衝突するいわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が生じる可能性がある。産学官連携活動を行うことにより利益相反の状態が発生することは不可避であり、大学の社会的信頼を保持するためには、日常的に利益相反マネジメントを行う必要がある。利益相反マネジメントについて適切な対応を怠れば、場合によっては大学の社会的信頼等を損ないかねず、結果として産学官連携の推進自体が阻害されるおそれがある。

このため、九州大学は、産学官連携の健全な推進と職員等が安心して産学官連携に取り組める環境を整備することを目的として、ここに、利益相反マネジメントの基本的な考え方、利益相反の定義及びマネジメント体制等を利益相反ポリシーとして定める。

2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 九州大学は、社会への直接的な貢献を教育・研究に続く第三の使命として位置づけ、産学官連携を積極的に推進する。
- (2) 九州大学は、職員等が安心して産学官連携に取り組めるよう利益相反の学内ルールを整備し、利益相反マネジメントシステムを構築する。
- (3) 九州大学は、産学官連携活動のパートナーとしての産業界等に対しても利益相反マネジメントについての理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況を常に注視し適切に対応するものとする。
- (4) 九州大学における利益相反マネジメントは、必ずしもすべての産学官連携活動を制限するような対処が求められるものではなく、社会的信頼を確保する必要性がより高いと判断された場合に限り、一定の対処を行うものである。

3. 利益相反の定義

九州大学は、利益相反を次のとおり定義し、マネジメントの対象とする。本ポリシーでは、特段の断りがない限り、利益相反とは広義の利益相反をいう。

(1) 広義の利益相反

(2) 狭義の利益相反 (3) と責務相反の双方を含む概念。

(2) 狭義の利益相反

①個人としての利益相反

職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任とが相反している状態をさす。

②大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任とが相反している状態をさす。

(3) 責務相反

大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をさす。

4. マネジメント体制

(1) 利益相反マネジメント委員会

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を置く。利益相反マネジメント委員

会には、弁護士等の学外有識者を1名以上加えるものとする。

(2) 利益相反マネジメント・アドバイザー

利益相反を構成する事実関係について問題を抱える職員等に対し、適切な指導・助言等を行うため、利益相反マネジメント・アドバイザーを置く。